

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の概要（平成17年法律第79号（平成17年8月1日施行予定））

社会経済情勢の変化に伴い、地域における住宅に対する多様な需要に的確に対応するため、国土交通大臣による基本方針の策定、地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備等に関する事業又は事務に充てるための交付金制度の創設等所要の措置を講ずる。

* 公的賃貸住宅等：公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等

国土交通大臣による基本方針の策定

地域住宅協議会

地方公共団体による地域住宅計画の作成

施策イメージ

福祉との連携・子育て支援

公的賃貸住宅等と社会福祉施設等（デイサービスセンター・保育所等）の一体的整備



公的賃貸住宅等の
ストックの有効活用

地域の住まいづくり支援

密集市街地の整備
（生活道路、広場等）



まちなか居住の推進
（中心市街地活性化等）
商業施設・保育所と一体と
なった特定優良賃貸住宅



地方定住の推進
（地域の活力向上）

公的賃貸住宅等の
立地を活かした魅力
ある地域づくり
等

市町村が実施する施策
に必要な権限移譲

民間住宅等の居住機能の向上

民間住宅の耐震改修



住まいに関する
相談・情報提供



民間住宅のバリア
フリー化支援

地域コミュニティ
センターの整備
等

「地域住宅交付金」

地方の自主性と創意工夫

地方独自の提案に基づく事業も交付対象

使い勝手の向上
個別事業毎ではなく、計画に対し一括交付

事前審査から事後評価へ

地方が自ら設定した目標等をもとに効果を客観的に評価

地域における多様な住宅ニーズに的確に対応した公的賃貸住宅等の供給と良好な居住環境を実現